

平成二十六年第一回定例会会議録目次

平成二十六年二月二十五日（火曜日）

○ 議事日程第一号	四頁	○ 日程第八 議案第三号 十和田地域広域事務組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	二十一頁
○ 本日の会議に付した事件	四頁	○ 日程第九 議案第四号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	二十一頁
○ 出席議員	五頁	○ 日程第十 議案第五号 十和田地域広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	二十二頁
○ 説明のため出席した者	五頁	○ 日程第十一 議案第六号 十和田地域広域事務組合条例の形式を左横書きにすることに伴う現行の条例の用語等の統一に関する条例の制定について	二十二頁
○ 職務のため出席した事務局職員	五頁	○ 日程第十二 議案第七号 平成二十六年度十和田地域広域事務組合一般会計予算	二十三頁
○ 開 会	七頁	○ 日程第十三 議案第八号 平成二十六年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算	二十三頁
○ 日程第一 会議録署名議員の指名	七頁	○ 日程第十四 議案第九号 平成二十六年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算	二十四頁
○ 日程第二 会期の決定	七頁	○ 日程第十五 議案第十号 平成二十六年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算	二十五頁
○ 日程第三 一般質問	七頁	○ 日程第十六 議案第十一号 平成二十六年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算	二十六頁
○ 日程第四 報告第一号 専決処分の報告について	七頁	○ 日程第十七 議案第十二号 平成二十六年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算	二十六頁
○ 日程第二十一 同意第一号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について	十五頁	○ 日程第十八 議案第十三号 平成二十五年年度十和田地域広域事務組合	十九頁
○ 日程第四 報告第一号 専決処分の報告についての専決第四号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	十七頁		
○ 日程第五 報告第二号 専決処分の報告についての専決第五号 十和田地域広域事務組合税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	十八頁		
○ 日程第六 議案第一号 十和田地域広域事務組合消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	十九頁		
○ 日程第七 議案第二号 十和田地域広域事務組合職	十九頁		

○	域広域事務組合消防特別会計補正予算(第二号)……………	二六頁
○	日程第十九 議案第十四号 平成二十五年度和田地 域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第二号)……………	二七頁
○	日程第二十 議案第十五号 平成二十五年度和田地 域広域事務組合清掃特別会計補正予算(第二号)……………	二七頁
○	日程第二十一 同意第一号 十和田地域広域事務組合 教育委員会委員の任命について……………	二七頁
○	閉 会……………	二八頁

平成二十六年第一回十和田地域広域事務組合議会定例会議決結果表

開会 平成二十六年二月二十五日
閉会 平成二十六年二月二十五日

議案番号	件名	議決月日	議決結果
報告第 専決第 一号 四号	専決処分の報告について 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び 青森県市町村総合事務組合規約の変更について	二月二十五日	承認
報告第 専決第 二号 五号	専決処分の報告について 十和田地域広域事務組合税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金 徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第 一号	十和田地域広域事務組合消防本部消防長及び消防署長の資格を定 める条例の制定について	〃	原案可決
議案第 二号	十和田地域広域事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	〃	〃
議案第 三号	十和田地域広域事務組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正す る条例の制定について	〃	〃
議案第 四号	十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制 定について	〃	〃
議案第 五号	十和田地域広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	〃	〃

議案番号	件名	議決月日	議決結果
議案第 六号	十和田地域広域事務組合条例の形式を左横書きにすることに伴う 現行の条例の用語等の統一に関する条例の制定について	二月二十五日	原案可決
議案第 七号	平成二十六年十和田地域広域事務組合一般会計予算	〃	〃
議案第 八号	平成二十六年十和田地域広域事務組合消防特別会計予算	〃	〃
議案第 九号	平成二十六年十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算	〃	〃
議案第 十号	平成二十六年十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算	〃	〃
議案第 十一号	平成二十六年十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算	〃	〃
議案第 十二号	平成二十六年十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託 事業特別会計予算	〃	〃
議案第 十三号	平成二十五年十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算 (第二号)	〃	〃
議案第 十四号	平成二十五年十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予 算(第二号)	〃	〃
議案第 十五号	平成二十五年十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算 (第二号)	〃	〃

同意第一号	議案番号
十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について	件名
二月二十五日	議決月日
同意	議決結果

議事日程第一号

平成二十六年二月二十五日(火) 午後二時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期の決定
- 第三 一般質問
- 第四 報告第一号 専決処分の報告について
青森県市町村総合事務組合を組織する
地方公共団体数の増加及び青森県市町
村総合事務組合規約の変更について
- 第五 報告第二号 専決処分の報告について
専決第五号 十和田地域広域事務組合税外諸収入滞
納金督促手数料及び延滞金徴収条例等
の一部を改正する条例の制定について
- 第六 議案第一号 十和田地域広域事務組合消防本部消防長
及び消防署長の資格を定める条例の制定
について
- 第七 議案第二号 十和田地域広域事務組合職員等の旅費に
関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第八 議案第三号 十和田地域広域事務組合行政財産使用料
徴収条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 第九 議案第四号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の
一部を改正する条例の制定について
- 第十 議案第五号 十和田地域広域事務組合廃棄物の処理及
び清掃に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

第十一 議案第六号	十和田地域広域事務組合条例の形式を左 横書きにすることに伴う現行の条例の用 語等の統一に関する条例の制定について
第十二 議案第七号	平成二十六年度十和田地域広域事務組合 一般会計予算
第十三 議案第八号	平成二十六年度十和田地域広域事務組合 消防特別会計予算
第十四 議案第九号	平成二十六年度十和田地域広域事務組合 学校給食特別会計予算
第十五 議案第十号	平成二十六年度十和田地域広域事務組合 清掃特別会計予算
第十六 議案第十一号	平成二十六年度十和田地域広域事務組合 火葬特別会計予算
第十七 議案第十二号	平成二十六年度十和田地域広域事務組合 十和田市消防団事務受託事業特別会計予 算
第十八 議案第十三号	平成二十五年年度十和田地域広域事務組合 消防特別会計補正予算(第二号)
第十九 議案第十四号	平成二十五年年度十和田地域広域事務組合 学校給食特別会計補正予算(第二号)
第二十 議案第十五号	平成二十五年年度十和田地域広域事務組合 清掃特別会計補正予算(第二号)
第二十一 同意第一号	十和田地域広域事務組合教育委員会委員 の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(十五名)

十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
野月忠見君	杉山道夫君	石橋義雄君	細川真理子君	古田陸夫君	河野重光君	川村重光君	工藤正廣君	櫻田博幸君	檜山忠君	高坂隆雄君	下田敏美君	杉山茂夫君	堰野端展雄君	舛甚英文君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

副管理者	菅 理 者
吉田 豊君	小山田 久君

副管理者	副管理者	副管理者	副管理者	事務局長	消防局長	次長	庶務課長	警防課長	予防課長	通信指令課長	十和田消防署長	六戸消防署長	十和田湖消防署長	会計管理者	監査委員	監査委員事務局長	教育委員会委員長	教 育 長	教 育 部 長	教育総務課長	学校給食センター所長	業務課長	総務課長	
(おいらせ町副町長)	西 舘 芳 信 君	三 浦 正 名 君	須 藤 良 美 君	西 村 雅 博 君	平 舘 弥 志 君	沼 田 隆 志 君	東 大 野 達 也 君	竹 ヶ 原 英 夫 君	森 一 仁 君	高 野 明 広 君	古 舘 正 樹 君	松 村 俊 弘 君	米 田 悟 君	樋 口 信 登 君	澤 頭 正 人 君	高 野 洋 三 君	平 野 勉 君	小 野 寺 功 君	米 田 省 三 君	齋 藤 美 喜 男 君	坂 本 稔 君	福 沢 健 悦 君	竹 内 智 昭 君	佐 々 木 勝 彦 君

職務のため出席した事務局職員

主	主	課	課
	任	長	長
	主	補	補
査	査	佐	佐
澤	荒	音	佐
巳	岡	道	々
			木
		博	や
		之	す
忍			子
			誠

開 会

午後二時 零分 開会

○議長（野月忠見君） 出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから平成二十六年二月十日告示、招集されました平成二十六年第一回十和田地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第一号をもつて進めてまいります。

日程第一 会議録署名議員の指名

○議長（野月忠見君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第八十一条の規定により、一番舛甚英文君、二番堰野端展雄君を指名します。

日程第二 会期の決定

○議長（野月忠見君） 日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日一日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よつて、会期は本日一日と決定いたしました。

日程第三 一般質問

○議長（野月忠見君） 日程第三、一般質問を行います。

質問は、通告により議長において指名いたします。

なお、あらかじめ申し添えておきますが、再質問は会議規則第五十六条の規定により二回までとし、発言時間は会議規則第五十七条第一項の規定により六十分以内としますので、よろしく願います。

それでは、指名します。

十四番杉山道夫君。

○十四番（杉山道夫君） それでは、通告順に従って一般質問を行います。

最初は、アレルギー児童生徒に対する対応食の実施の考えについてお聞きします。確か昨年十一月議会の際に、視察をしてきて、質問しておりましたけれども、全部やっつてしまえば次やるネタがなくなつていきましたから、宣言どおり取り上げました。

これまでもアレルギー対策について質問してきましたが、私自身はアレルギー児童対応食を実施している施設を直接に見たことはありませんでした。今回常任委員会でも東近江市の蒲生学校給食センターを視察研修する機会を得て、取り組みの状況や施設のあり方を実際に見て、大変参考になりました。

東近江市は、人口八万一千ほどで、十和田市と六戸町を合わせたよりもほんの少し大きい市でした。現在の給食実施は、自校方式やセンター方式三施設などで賄っていましたが、平成二十七年度までに新しく湖東給食センターを建設して、全部をセンター方式に切りかえていくというような説明がありました。このセンターを視察して、案ずるより産むが易しの感を強く持ちました。参加した委員の多くがそんな

思いを持ったのではないかなと私は見えています。

確かに取り組みの最初は、初めてのことでですから苦労も多いと思います。特に蒲生センターの場合は、栄養士さんが担当していたので、栄養士さんの苦労は大変だなどという感じを持ちました。しかし、アレルギー児童への対応食といえますか、代替食についても、一旦動き始めて、その動きがレールに乗ってしまえば、センターでも、学校でも、対象児童を持っている家庭でも、十分対応できるだろうとの思いもまた同時に持つことができました。

施設についても、三十人前後のアレルギー児童対応食ですから、それほど大げさなものではなく、調理員もその分の調理、区分けですから、一時その仕事につくだけで、終わればもとの担当に戻って仕事をしているという状況でした。

アレルギー児童への対応食については、文部科学省も調布市の女の子のアナフィラキシーショックでの死亡事故を受けて、いろいろガイドラインを作るなどして、学校や家庭、給食センターなどの取り組み状況を具体的に指導しています。例えば文部科学省が示している例は、レベル一、一番簡単な方法は、原因食品を除外して食べる。これは、アレルギーになるのを取って食べるというもの。これはレベル一。レベル二は、除外が困難な場合は弁当を持ってきて食べる。これは直接センターなどの働きはないですね。うちの指導しておいて、今回は難しいからあなたは弁当持ってきてくださいと。これはレベル二。レベル三が原因食品を除外した給食を提供する。そこだけを取って食べる。そして、給食をするという形。レベル四というのは、今、示しているのは、いわゆる今主張している対応食ですが、除外した食品の栄養価を別の食品で補う。別の食品で補うけれども、給食を実施する。そこがいわゆる対応食ということになるのですが、要は言っているのはそのレベル四にならないかということです。

当センターは、レベルの一、二、三、外して食べる、弁当を持ってくる、あるいは給食の原因食品を全部外すというような形までは、食品の種類によって違うでしょうが、対応しているだろうと思います。私が言っているのは、レベル四にすることです。

それから、これまでの取り組みでも、アレルギー児童があれば、学校あるいは父母との間でやりとりは実際行っているわけです。これが入ったのは食べられないから弁当持っていとか、このやりとりする形というのはもう既にできているわけです。あと問題はその食事を作るかどうかなのです。代替りのものを作るかどうかということですね。それも実際見ていると、そんなに多い人数にはならないと思います。例えば小麦粉に対応するというのは、麺のときにはその子の分を外さなければなりません。児童数何ぼか後で聞きますが、必ず毎回全部ではないよね。したがって、その作る場所もせいぜい十人とか十五人分です。何か代替の、例えば麺とかうどんを食べる、小麦粉がだめだと、そこを代えたものを作るだけです。麺そのもの、おかずやだしは多分いいだろうと。それを作るのにそんなに大きさにしなくても、人数的に見ても、時間的に見ても、多分私ではできないかなと。そこら辺のことを今日具体的に聞いて、やれるか、やれないかということを進めていきたいと考えているところです。

調理室を確保できるかというのが問題となりますが、新しい部屋を建設するとか、調理員の増が必要、こういうふうになれば多分財政当局も二の足を踏むでしょうから、困難だと当局は答弁することになるでしょう。ただ、現状を維持しながら、現状維持ではなく、ちよつと変えなければならぬのですが、大きな改修などをしなくても、目的を達成するにはどうすればいいかということを具体的に考えてみる。今言ったように数が何ぼでどうかというのを具体的に考えてみる。全体を見て、もうやれないという言い方ではなくて、そういうことを

ぜひ私は進めてほしいと思います。考えていくと、一つ一つ先を考慮していった解決しなければなりませんから、物事が進んでいくと思うのです。そういう考えをぜひ持つてほしい。

当センターの場合、大分前、二、三年前に聞いたときには、教育長から百名弱ぐらいのアレルギー児童がいるという答弁をいただきました。その後、文科省の指導でも、単に保護者からアレルギー児童がある、なしではなくて、きちんと医師の診断、学校医とか専門医の診断を受けて確かなものにするようにと、こうなってきましたから、大分減っているのではないかなと思うのですが、そういう確認をしながら具体的に考えていけば、私はやれるのではないかなと、こう思っています。

そこで、質問をするのは、一つ、きちんとした調査に基づく現時点でのアレルギー児童生徒は何人いるのか。同時に、それは今話したように、きちんとした専門医や学校医の診断を得た数なのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

それから、二番目は、やりますかじやなくて、私はもう一步簡略化して、やるために必要な検討、これはもちろんただ検討ではなくて、具体的な資料を持ち寄らなければなりません、そういうきちっと検討してみる考えがあるか。そういうのをやるといっても必ずそれを踏むでしょうから、この二つをお聞きしたいと思います。

二番目は、救急搬送車の生存率についてお伺いいたします。消防庁が昨年三月八日、二〇一二年の全国の救急出動の状況を発表した数値を見ると、毎年漸増しており、三年連続して過去最多を記録し直しながら、ついに五百八十万二千幾らかに達したとあります。この増えた要因を消防庁は、高齢化が進み、急病のお年寄りの搬送が増えたというふうに見ているようであります。全国に七百九十ある消防本部のうち、六六%、およそ三分の二に当たる五百二十一消防本部に出動件数

が増えた理由を尋ねたところ、急病人の増加と答えた本部が約七割、高齢者の増加と答えたところが六七%、軽症なのに救急車を呼ぶ不適正な利用のために増えたというのが二〇%ほどありました。一方、件数が減ったのは、およそ三分の一に当たる二百六十八本部で、その減った理由を尋ねたところ、不適正利用の市民への広報、周知の結果だと答えたところが四〇%余りあったそうであります。

このように年々増え続ける救急搬送ですが、救急隊に求められる重要なことは、これは単に医療施設に搬入すれば済むということではなく、搬送の結果が急病人の早い回復や生存率の向上につながる。すなわち効率のよい質の高い救急搬送だと思います。一部の不適切な搬送を除いて、その全てが命にかかわる重要な事態であり、そこで仕事をしている、現場に携わっている救急隊員の緊張、沈着、慎重さ、これらは計り知れないほどのストレスを強いるものだろうと考え、日々の仕事に対し、私は心から敬意を表したいと思います。同時に、無理な要求と聞こえるかもしれませんが、現実にもそうした事態に遭遇した市民の思いを考えれば、可能な限り高い質の救急搬送を求めることにもぜひ理解を示してほしいと思います。

先般、京都市で室内に倒れている高齢者を死亡と誤認して帰還した救急隊があったという報道に接しました。後から来た警官が生存しているということを確認して、別の救急隊に引き渡したと。その方は運よく死にませんでした。こういうふうなこともあり得るわけですね。人間が行うことはちよつとのことで間違いが起こるかもしれないというように如実に示している例であり、ぜひ教訓にしてほしいと思います。

消防庁は、同様の考え方から救急生存率という救急搬送された患者の一カ月後の生存率を統計的に整理して発表しております。それによると、二〇一一年と二〇一二年は石川県が連続して一位だったと。

私は、なぜ石川県が一位であったのか。できることなら青森県、とりわけこの十和田地区の救急搬送車の生存率が全国一位であってほしいという気持ちもあつたからであります。

石川県では、二〇〇七年から一九番通報者に救命措置を指導するマニュアルを全国に先駆けて策定し、県内全ての消防局や消防本部で活用しているそうです。別名救命虎の巻ということで、随分効果を発揮しているということです。報道によれば、このマニュアルを策定した県や医療関係者らでつくる石川県メディカルコントロール協議会の説明があつて、その説明によると、心肺停止から五分以上経過すると生存率が極端に低くなる。石川県の場合、一九番通報を受けてから救急車が現場に到着するまでの平均時間は二〇一一年で七分六秒だそうです。ちなみに、全国平均は八分十二秒です。このため、この協議会では、到着時間をこれ以上短縮することは難しいと考えて、残された対策は通報者による救命措置を拡大することが生存率の向上につながると思つて、通信指令員から電話で心臓マッサージの方法やAEDの使用法などを指導するマニュアルを作成して二〇〇七年から活用しているということでありませう。

石川県の生存率を見てみると、マニュアルを活用する前の二〇〇五年は一一・四％、全国第五位、二〇〇六年は一〇・三％、八位、導入の二〇〇七年は一〇・一％で十九位、効果が出たと思われるのは翌年の二〇〇八年からで、一五・六％で四位、二〇〇九年が一三・二％で九位、全国一位となつた二〇一〇年が二一・六％、二〇一一年が一八・九％、二倍近い水準になっています。また、同県の白山市の場合では三五％という高い結果も出ています。

もちろんこれらの生存率数値は、マニュアルだけによる向上ではなく、交通渋滞状況や受け入れ医療施設の数、搬送者の病状など複合的な結果だと思ひますが、マニュアルは生存率向上策の一つに役立って

いるのではないかなと考えられます。多分現在では全国のどこかの救急隊や通信指令室でも同じようなことを行つていられるらうと思ひますが、何かの参考にならないかなと思つて今回取り上げました。

そこで質問です。当本部の救命率といひますか、生存率はどういう数字になつていひますか。

二番、これは前にも質問等で出ていひますが、この本部の救急車の到着時間といひるのはどれくらいでしょうか。さつき石川県の七分六秒、全国平均が八分十二秒といふふうに申し上げましたが、ここはどうなつていひますか。また、さらに時間短縮をする対策といひるのは具体的にお持ちでしょうか。

三番目、当本部が一九番した通報者に今言つたような救命措置として似たようなことをやつていひますか。ないかなと思ひますが、具体的にどういひ指導をいひますか。

次は、三番目、大型施設の耐震状況について伺ひます。首都直下地震や南海トラフ地震の発生が年ごとに強まる中、国土交通省は昨年の通常国会で耐震改修促進法を改正し、耐震基準が強化された一九八一年以前に建築された病院や大型デパート等の大型施設の耐震診断を義務づけ、診断拒否や虚偽報告の場合、百万円以下の罰金を科すことを決めました。同時に、耐震基準に適合していひる施設には適合マークを交付し、利用者にわかりやすい対策も講じました。耐震診断の実施期限は二〇一五年末で、不特定多数が利用する施設のほか、学校や老健施設で、国や県、市町村の支援策もあり、早目に取り組むことを求めています。

そこで、当地方の現状を見た場合、公共施設は別にして、そんなに古い施設はないのではないかなと思ひますが、十和田湖周辺の旅館には該当する施設が一部あるかなといひる気も思ひます。観光客の減少で衰退が著しい中、現状維持もままならない中での耐震改修はもつと取

り組みにくい状況にあるのではないかなと思います。そこで、災害が発生すれば、消防の仕事に直結するという考えで取り上げました。

本来耐震に対する取り組みは各自自治体の仕事だと思えますので、その全部を消防本部が担うとは思っていませんが、もしわかりましたら当消防本部が管轄する地域で一九八一年以前に建築された大型施設が幾らあるのか。あるいはそれが耐震や改修のための補助申請といえますか、具体的に組み組んだ、組み組もうとしているそこら辺がわかったら教えてください。

四番目は、消火栓の代替水源の確保についてであります。多くの消火栓が同時に使えなくなる災害は、そう簡単には想定しにくいことですが、代替水源を確保しておくことは、その他の火災や災害時にも活用方法が考えられるのではないかと思ひ、取り上げました。この地域でそういう災害を想定すれば、震源地がごく近い場合、あるいは直下に活断層があるかどうかわかりませんが、直下型の地震発生、そんなときに水道管が破断し消火栓が使えなくなった場合、したがって発生率も低く、現実味も大変低い、こう思ひます。ただ、都市部では、河川が埋め立てられたり、被覆状態に整備されたりして、そこに河川があるからといってすぐには消火に利用できない状態があったり、阪神・淡路大震災のとき、水道管が破断し消火栓が使えなくなった経緯から、河川の消火水源確保については都市部ではいろいろ取り沙汰されているようです。

そういう意味では、この地方はまだ自然が十分残っており、特に手を加えなくても消火水源として利用できる河川等はたくさんあると思ひますが、災害が冬に発生した場合、大雪の中で発生した場合、地震の後で火災が発生することはよくあることですから、いろんな場合を想定し、特に常に最悪の条件を考へて対策を講じておくべきだと思います。弱者が多く収容されている病院とか、老健施設で火災が発生す

ることも想定しておかなければなりません。それらの施設の近くには、常に一定程度の消火水源が確保されているということが望ましいと思ひますが、いかがでしょうか。被害妄想に陥っているわけではありませんが、近年危機管理が叫ばれ、住民の危機管理意識も高まっていますので、安心できる状態にあるか確認したいと思ひます。

そこで、質問の一つは、当地区の防火水槽はどういうところに、幾つぐらい準備されているでしょうか。

二番目、河川も有効な消火水源だと思うのですが、あらかじめ河川に対して決めてある対策などというのはあるのでしょうか。

三つ目、病院や老健施設など災害弱者の多い近辺での水源確保の対策はどうなっているでしょうか。

そのほかにも、もし特別に消防車両、消防本部で消火水源に対する対策があったらお知らせください。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（野月忠見君） 小山田管理者。

○管理者（小山田 久君） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

私からは、消火栓の予備対策についてお答えいたします。さきの東日本大震災から間もなく三年になろうとしております。この震災では、当地域の消火栓に被害はありませんでしたが、日ごろから消火栓が使用できない場合に備え、対策を講じているところでございます。

そのため、消防では、常に河川や沼、プールなどを消火用水に利用できるような把握に努めているところでございますが、特に稲生川及び稲生川からの幹線の水路については、十和田市及び六戸町において災害時においては非常に有効な水利であることから、平成二十三年に稲生川を管理する青森県及び稲生川土地改良区と防火用水として使用するための協定を締結しているところであります。

その他の対策としては、大規模火災や林野火災など、消火用水の確

保が困難な場合に備えて、平成二十一年に十和田地区清掃業者連絡協議会と協定を締結し、給水専用車を要請できるようにしております。また、緊急やむを得ない場合には、十和田市上下水道部の給水車も活用することとしております。

その他のご質問につきましては、担当から答弁させます。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（野月忠見君） 齋藤教育部長。

○教育部長（齋藤美喜男君） アレルギー児童への対応給食の実施についてのご質問にお答えいたします。

平成二十五年度管内における医師の診断に基づく食物アレルギーを持つ児童生徒数は、小学生二十五人、中学生三人の計二十八名となっております。当センターにおいてもアレルギー対応給食の必要性は十分認識しているところでございます。

しかし、アレルギー対応給食を実施するためには、アレルゲン分子が飛散するピーナツアレルギーなどの重篤な症状に対応する必要もあり、単なる仕切りなどの簡易な対応では中毒事故を招く危険性もあることから、アレルギー食材が混じらない専用調理室が必要と思っております。

このアレルギー専用の調理を行うには、下処理室、調味料庫、一般とは別な食器洗い室、食器保管室などの専用調理室を設けなければならないことや、一般調理の動線とは別にアレルギー専用の動線を設けなければならないこと等から、現状ではそのスペースを確保することが非常に難しいと考えております。

学校給食の食物アレルギー対応については、詳細な献立表の配付、家庭からの弁当持参、アレルギー原因食物を除く除去食の提供、原因食物を除去した上で別の給食で栄養を補う代替給食の提供等、四段階の方法がございます。当センターでは、現在詳細な献立表を配付し、

家庭からの弁当持参により対応しているところではありますが、今後も引き続き他市町村の先進事例を参考に調査研究をし、そして保護者や学校と情報共有を図りながら、食物アレルギーを持つ児童生徒のため、できることから取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野月忠見君） 沼田消防長。

○消防長（沼田隆志君） 私からは、先に救急生存率の向上対策についてお答えいたします。

初めに、当消防の救急車が現場に到着するまでの時間についてですが、平成二十五年度平均現場到着時間は八分二秒となっております。全国平均は、平成二十四年が最新ですが、八分十八秒となっております。

次に、傷病者の救急生存率の状況についてお答えいたします。救急生存率とは、救急搬送時、心臓や呼吸がとまった心肺停止状態の方の一月後の生存を集計したものであります。平成二十五年に当消防で搬送した心肺停止状態の方は八十人で、生存者は六人、生存率は七・五%でありました。全国平均は、平成二十四年が最新ですが、五・八%となっております。

次に、今後の救急搬送の時間短縮に係る対策についてお答えいたします。当消防では、病院までの搬送時間を短縮するための各種対策を行っております。例えば一一九番通報時に重症以上と判断される場合には、通信員が即座にドクターヘリを要請します。また、心肺停止が考えられる場合には、通信員が十和田市立中央病院に事前に連絡し、迅速な搬送ができるようにしております。さらに救急隊員だけでは対応が困難と考えられる場合には、消防隊や救助隊を同時出動させるなどの対策をとり、搬送時間の短縮を図っています。

最後に、一一九番通報者への救命措置指導についてお答えいたしま

す。心肺停止や、喉に食べ物詰まらせ呼吸ができなくなっている方には、より早い応急手当が重要であることから、救急車を出勤させるとともに、通報者が行える応急手当の方法を電話でわかりやすく指導しているところです。この指導方法は、国の基準を参考に作成したマニュアルにより行っております。また、多くの方に応急手当を知っていただくために、随時応急手当の講習会を開催しているほか、消防の広報紙に定期的に応急手当の方法を掲載し、周知を図っているところでございます。今後もあらゆる方策について研究しながら、救急生存率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、大型施設の耐震状況についてお答えいたします。建築物の耐震状況の把握及び改修促進につきましては、消防の事務ではなく、十和田市及び六戸町がそれぞれ耐震改修促進計画を策定し、その計画に基づき事務を行っているという聞いております。施設数につきましては、十和田市及び六戸町を合わせ、ホテル、旅館が三十一、病院、診療所が十、福祉施設が七であると聞いております。

続いて、消火栓の予備対策についてお答えいたします。初めに、管内の防火水槽の数についてお答えいたします。十和田市には二百六十五基、六戸町には百五基設置されております。

最後に、病院や老人保健施設などの災害弱者が多数いるところに対しての消火用水対策についてお答えいたします。大規模な病院や老人保健施設には、スプリンクラー設備等が設置されておりますが、これら大型施設の火災及び水利状況の悪い地域に対応するため、当消防では大型水槽車を導入し備えております。また、周辺にある水利についても日ごろから把握し、活用することとしております。

以上でございます。

○議長（野月忠見君） 十四番。

○十四番（杉山道夫君） 最初に、アレルギー児童の関係です。

二十八人という話で、前から比べると、前の答弁、もちろん人も変わっていますから、当然と言えば当然でも、三分の一ぐらいですね。わかれば、主な原因食別人数、多分整理しているのではないかなと思うのですが、聞きたいと思います。

自治体がやることですから、私らのみたいにそれこそわらびき小屋で育ったのが簡単に考えるけれども、コンクリートで育って、そこで仕事をしていると立派な建物を造らざるを得ないのかなと、当然そうなるでしょう。でも、児童生徒数というか、給食数もだんだん減ってきていますし、場合によってはあそこの調理場の何人か減る時期も来るかもわかりません。あるいはもうちょっと狭くてできるかもわかりません。私が単純に考えれば、二十八人、多分実際一回の食事ではせいぜい十人ぐらいでないかなという、聞きますので、具体化するでしょうが、十人ぐらいか、せいぜい十五人ぐらいで済むのではないかなと思うのです。だからまあ一番多い、例えば麺となったときに、これは何かを作らなければならぬでしょうが、十人分の麺のおかずか副食をやるのを別なものを作る、十食。私だと、テーブル一つあればできる、そういう単純に考えるのですが、そうもいかないでしょうが、区切り方も別に毎日の話でないので、確かに小麦粉が飛べば影響出るかもわからないけれども、食べるのと空気で混ざってくる小麦粉が。万一そうなくても被害が違うので、どの程度区分するような状況を作るかというのは、立派なことにこしたことはないのです、当然配慮しなければならぬし、給食児童数の平均から見れば、文部科学省平均から見ると何%かの児童となれば、今回少なくとも多いときもあるから、それぐらいの人数に対応しなければならぬ。これは当然。

ただ、私はより具体的に考えてほしい。頭で大ざっぱではなくて。例えば今年一年でもいいし、去年一年でもいいけれども、アレルギー児童には指導しているわけです。各小中学校に献立を配っています。

何月何日のこれは何だから、どこの学校の誰、誰、誰と、ここまでは指導が多分いつているのです。いつているわけです。これを具体的に皆さんが本気で考えれば、一年分を各月ごとに児童数に合わせて、このとき幾つの代替食を作らなければならないか、幾つか、これやってみてください。頭だけで大きっぱに考えないで。あなた方実績があるわけだから。それを本当にやろうとすれば献立に合わせて一年前に大体は頭の中で図面上は作れるのです。このときは、さっきも言ったように麵の代わりに何らかのおかずを十食作ると。そういうことでしよう。実際やってみれば。もちろん皆さんは入る時から違うとか、厳しくやると思うので、それなりの手間暇もかかることで、私は具体的にやってみてくれと。ただああだこうだ考えていないで、前にある献立を具体的にやって、この年には何名の児童、原因食は何々で、この日ときには五人分作らなければならない、このときは十五人分だ、こう具体的にやってみてください。そうすると、シミュレーションしてみれば、これやれるかやれないかというのはかなり具体的に見えてくると思います。もちろん他の実施している施設を直接担当者が行って、細かいことを聞いてやってみるのも実現のためには大変有効だと思うのです。そういう具体的に、立派なのを作るために何千万円かかる話をしていては進まない。現場の具体的な仕事や手順を検討してみたほうがもつと実現性も高くなるのではないかなと思います。その原因食別の人数と、そんな具体的なシミュレーションなり検討してみる考えがないかお聞かせ願いたいと思います。

救急搬送の形、二十五年、八十人あって、六人生存している。七・五%。これは、多分順位つげると、相当後ろに並ぶのでないかなと思うのです。だから、大体ほとんど同じようなことをやっているようですので、その決定や通報者というか、各家庭にいる皆さんの理解や、そこを高めることのほうが石川県の例を見ても現実味があるのかなと

時間短縮というのは、道路の中で何百キロというスピードを出すわけにもいかないし、距離は簡単につづまらないし、大体同じことをやっているの、若干の移動があってもそう大きくは変えられないということであれば、今やっていることをより充実するという事に尽きることと思うのですが、広報などにも不正直利用だとかいろいろと書いていますので、さらに充実をして生存率が向上するように取り組んでほしいということ要望しておきます。

大型施設も、皆さんがお話しされたのでわかりましたので、私はみんないつもいろんなことをやっていても、たまに何かを選んで指摘をすると、答弁書書く上でももう一回考え直すといろいろな問題に気づくと思いますので、水槽についてもいろいろやっているようですから、特に弱者の関係のところとか、冬期間のことなどは十分、いつ発生してもいいように、日常的に検討しているでしょうが、充実してほしいというのを要望しておきます。

給食のことだけお願いします。

○議長（野月忠見君） 齋藤教育部長。

○教育部長（齋藤美喜男君） アレルギイの原因ということでしたけれども、二十八名中複数の原因のある方もおりますけれども、そのうち多いのが卵が十六名、そしてエビが五名ということで、その他さまざま原因もございます。ソバとピーナッツが四名ということになっております。それ以外にイカとかタコとかカニとかさまざまある方もございます。

それで、ただいま議員のほうのご指摘もございましたけれども、シミュレーションをしてみる可能性もあるのではないかとということですので、その辺もシミュレーションをした中で、今後どういった方法がとれるのか、それらを考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野月忠見君） 十四番。

○十四番（杉山道夫君） 少し最初よりやる気になったようですね。私も、私はいいいのですが、せっかく答弁いただいたから、例えばこの表を見ると、一品で見れば、卵が十六人です。卵を使うときに卵を使わない十六人分のものを作ればいいということですが、具体的に考えれば、代替食というのは。その次に、エビ五名と言いました。エビが混ざるのがあったら、エビを入れないのを五個作ればいいですね、具体的に言えば。ソバ四名、四名分作ればいい。今はですよ。もちろんこれから人数が変わって増えることももちろんあるわけですから、これだけでいつもこうだということではありません。ただ、具体的に見ていくとそういうのが見えてくるわけ。極端に言うともちろん区分け、混ざってしまっただけですし、運ぶときの運ぶ区分、学校に着いた現場でも現場の区分をきちんとしなければいけない、いろいろかかわってきます。くるけれども、皆さんが一番心配している施設、区分する、調理するというのは、そんなに人を増やす必要もないし、場合によっては調理室もぎりぎり基準は守らなければならぬけれども、なんかかたコンクリートで壁を造らなくても、場合によっては済むのです。大分やる気になっているから、その気になって、よその施設を見たり、試しに作ってみたら。所長、あなたが、ソバのものを職員みんな五、六人になってやってみて、それ入れないのを作ってみて、そういうふうになると本当に具体的にわかって、私が言った、案するより産むが易しで、やってみたら簡単だったということになるかもわからないので、ぜひ前向きに取り組んで、十一月にもう一回聞きますから、一生懸命やってみて、やれそうかと聞きますので、そのときまでにいいコミュニケーションしておいてください。

すみません、いろいろありがとうございました。

○議長（野月忠見君） 以上で杉山道夫君の質問を終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。

日程第四 報告第一号 専決処分の報告について（日程

第二十一 同意第一号 十和田地域広域事務組合教育委

員会委員の任命について

○議長（野月忠見君） 日程第四、報告第一号 専決処分の報告についてから日程第二十一、同意第一号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命についてまでの報告二件、議案十五件、同意一件を一括上程します。

この際、管理者から提案理由の説明を求めます。

小山田管理者。

○管理者（小山田 久君） 平成二十六年第一回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

報告第一号の青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についての専決処分は、平成二十六年四月一日から青森県市町村総合事務組合に弘前地区消防事務組合を加入させるため、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び同組合規約の変更について協議する必要がある、この協議に急を要したため専決処分したものであります。

報告第二号の十和田地域広域事務組合税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分は、地方税法の一部改正に準じ、税外諸収入金に係る延滞金の割合の特例を定める必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものであります。

議案第一号の十和田地域広域事務組合消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定については、消防組織法の一部改正に伴い、

消防長及び消防署長の資格を定めるためのものとあります。

議案第二号の十和田地域広域事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、十和田市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、準用する同条例の読み替え規定を整理するためのものとあります。

議案第三号の十和田地域広域事務組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、建物及び使用期間が一月に満たない土地の使用の場合の使用料の額を改定するためのものとあります。

議案第四号の十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じ、危険物の規制に関する事務に係る手数料の額の改定その他の所要の改正をするためのものとあります。

議案第五号の十和田地域広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、一般廃棄物のうち粗大ごみの処理に関し徴収する手数料の額を改定するためのものとあります。

議案第六号の十和田地域広域事務組合条例の形式を左横書きにすることに伴う現行の条例の用語等の統一に関する条例の制定については、十和田地域広域事務組合条例の形式を左横書きにすることに伴い、現行の条例の用語等の統一を図るためのものとあります。

議案第七号から議案第十二号までの平成二十六年十和田地域広域事務組合一般会計予算並びに各特別会計予算について申し上げます。予算の編成に当たっては、事務事業の緊急性、重要性及び経済性を勘案いたしましたして、構成市町村の財政負担の軽減を図るため、限られた財源の中で、できる限りの経費節減に努めました。

議案第七号の平成二十六年十和田地域広域事務組合一般会計予算

から申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ七千四百五十四千円とし、前年度当初予算と比較いたしますと八・四％増の五百四十五万八千円の増額となりました。歳入の主なものは、構成市町村からの負担金七千四百三十三千円、歳入の主なものは議会議費三百三十七千円、総務費六千七百一十七千円を計上いたしました。

議案第八号の平成二十六年十和田地域広域事務組合消防特別会計予算について申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二十五億九千九百八十八万六千円とし、前年度当初予算と比較いたしますと七〇％増の十億七千一十四千円の増額となりました。歳入の主なものは、構成市町等からの負担金二十二億五千八百四十二万二千円、国庫補助金二億五百万円、組合債二億一千五百六十万円となり、歳入の主なものは消防費二十五億二千八百六十五万四千円となっております。消防通信指令施設等整備の二カ年事業の初年度分事業費を計上いたしました。債務負担行為及び地方債については、それぞれ見込み額を計上いたしました。

議案第九号の平成二十六年十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算について申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ六億五千七百三十七万五千円とし、前年度当初予算と比較いたしますと八・三％増の五千三十九万三千円の増額となりました。歳入の主なものは、構成市町村からの教育費負担金と給食費負担金で六億二千七百七十五万八千円、基金繰入金が三千四百八十三万円となり、歳入の主なものは教育費六億三千九百三十九万四千円を計上いたしました。

議案第十号の平成二十六年十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算について申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ八億九千五百五十一万二千円とし、前年度当初予算と比較いたしますと二・五％増の二千二百二十四万円の増額となりました。歳入

の主なもの、構成市町村からの負担金七億五千二百二十八万七千円、使用料及び手数料一億八百七十四万七千円、財産収入三千四百三十五万一千円となり、歳出の主なもの、衛生費八億九千九十五万円を計上いたしました。

議案第十一号の平成二十六年十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算について申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ一億三百五十四万三千円とし、前年度当初予算と比較いたしますと、四万二千円の減額となりました。歳入の主なもの、構成市町村からの負担金九千八百四十三万二千円、使用料五十万五千円となり、歳出の主なもの、衛生費三千九百三十八万七千円、公債費六千三百六十五万六千円を計上いたしました。

議案第十二号の平成二十六年十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算について申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ七千四百八十八万五千円とし、前年度当初予算と比較いたしますと二・九%減の二百八万円の減額となりました。歳入の主なもの、受託事業収入六千九百八十七万四千円となり、歳出の主なもの、消防費七千二百八十五万五千円を計上いたしました。

議案第十三号から議案第十五号までの平成二十五年十和田地域広域事務組合各特別会計補正予算については、各会計とも決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理等を行ったものであります。

議案第十三号の平成二十五年十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第二号)について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ二千九十三万円を減額いたしました。この結果、歳入歳出それぞれの総額は十四億六千七百四十四万四千円となりました。地方債については、見込み額を計上いたしました。

議案第十四号の平成二十五年十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第二号)について申し上げます。今回の補正は、歳

入歳出それぞれ三万四千円を減額いたしました。この結果、歳入歳出それぞれの総額は六億一千六百六十六万三千円となりました。

議案第十五号の平成二十五年十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算(第二号)について申し上げます。今回の補正は、歳入予算の組み替えを行うものであります。

同意第一号の十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命については、平成二十六年三月三十一日をもって任期満了となる十和田地域広域事務組合教育委員会委員、米田省三氏を引き続き任命するためのものであります。

以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましてはその都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

発言の訂正について

○議長(野月忠見君) 管理者。

○管理者(小山田久君) 先ほどの提案理由の説明の中で、字句の読み違いがありましたので、議長において訂正していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(野月忠見君) ただいま管理者から発言訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

日程第四 報告第一号 専決処分報告についての専決
第四号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共
団体の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更
について

○議長（野月忠見君） 日程第四、報告第一号 専決処分の報告についての専決第四号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。暫時休憩します。

午後三時 零分 休憩

午後三時 三分 再開

○議長（野月忠見君） 休憩を解いて会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よつて、報告第一号は承認することに決定しました。

日程第五 報告第二号 専決処分の報告についての専決第五号 十和田地域広域事務組合税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（野月忠見君） 日程第五、報告第二号 専決処分の報告についての専決第五号 十和田地域広域事務組合税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

杉山議員。

○十四番（杉山道夫君） 読めば税外収入ということで、税以外の収入に当たるものだと思うのですが、実際組合に入ってくるのには具体的にどんなものがありますか。

○議長（野月忠見君） 答弁を求めます。

平館事務局長。

○事務局長（平館 弥君） お答えいたします。

当組合においては、条例改正に伴うものとして、分担金、使用料、加入金、手数料、財産売払収入、その他の収入をみております。

以上です。

○議長（野月忠見君） 十四番。

○十四番（杉山道夫君） 条例の議案はわかるのですが、予算では条例改正案の新旧対照表というのが渡されるのです。こちらを見てほしいのですが、その四ページのところにある今議案に対する資料が載っているんですけど、四ページの一ページの左側、私も何かと読んで読む人はいないと思うのだけれども、読んでみると言葉の終わりがぼつと合わない気がするのですよ、私は。「その年中においては、当該特例」ということです。何かこういう終わり方はないのでないかなと思って。行も空いているし、似たようなのが新しいほうに、三ページの上のほうに似たようなのがあって見ても、言葉の終わりが違うのでないかなど。これはこれでいいですか。

○議長（野月忠見君） 事務局長。

○事務局長（平館 弥君） 大変申し訳ありませんでした。現行の改正のところ、当該特例基準割合、ここから下のほうなのですけれども、その部分に「当該特例基準割合に○・一%未満の端数があるときは、これを切り捨てることとする。」という条文が入ります。大変失礼しました。

○議長（野月忠見君） 十四番。

○十四番（杉山道夫君） 何で抜けたかちよつとわかりにくいのです。

こんなのは前に打っていて、多分そのままの文言があると思うんだ、原稿の中に。どうすれば、間違つてぼんどどこか叩いたのかな。そうでもしなければ多分抜けないはずですよ。こんなのは皆さんデータに入れているものは入っているでしょう。これは、確かに議案ではないし、説明書ですよ。でも、私らはね議案を理解するうえで説明書を見ながら理解するのです。これでいくと、例えば極端に言うところ、線引いたところだけありや、他の書いていないところは残るのかなと思ったりする。やつぱり議案に物を出すときにはもつと慎重に、間違つたら直せばいいみたいな気分でやられては困るのだよ、こんな粗末なことでは。全く事務の話ですから、何で間違つたの。別なボタン押したの。

○議長（野月忠見君） 事務局長。

○事務局長（平館 弥君） 大変失礼いたしました。条例等をつくる際に細心の注意を怠つたということですので、今後はこういうことがないように、十分注意して対応してまいりたいと思います。大変失礼しました。

○議長（野月忠見君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よつて、報告第二号は承認することに決定しました。

日程第六 議案第一号 十和田地域広域事務組合消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

○議長（野月忠見君） 日程第六、議案第一号 十和田地域広域事務組合消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
十四番。

○十四番（杉山道夫君） 私がちよつと聞きたいのは、これまでは政令に定めることをそのままやればいいのですが、条例できちんと決めるようにという形で今回の議案提出になったようですが、政令を参酌すると言っているのだけれども、政令と違う部分が中身にあります。これはほかの人が聞いてもなかなかわからないので、担当者はわかると思うのですが。私の頭の中で、そうかなという気がしないではないのだけれども、一応政令との違いをあえて決めるわけですのでお聞きしたいのは、例えば消防長の資格というのがあるのですが、政令ではこのほかに消防団の団長を二年以上務めると資格上は消防長になる資格があるのです。ただ、現実には十和田市の状態を見たときに、消防職員としてそれなりの勉強しなからずと来て、いろいろ経験してきた

方、消防団長はここでいう常勤ではないですから公務員というのは経験なければと、私もそう思うのです。ただ、皆さんには皆さんの考え方があって、資格をあえて定めるときに除いたと思うのですが、その考え方をちよつと聞きたい。

同じように、消防署長の資格においても、司令補あるいはその同等以上の役職にある者の三年以上だとか、同じように消防団からの採用も可能で、副団長、何年でしたか、三年でしたか、以上やればこれも資格があるというのは政令上の定めです。

私も理解できるわけです。理解はできるなと思うのだけれども、あえて政令を変えて資格を定めるということには、それなりの考え方があると思うので、その考え方を聞かせください。

○議長（野月忠見君） 沼田消防長。

○消防長（沼田隆志君） 杉山議員の質問にお答えいたします。

本条例は、政令で定める基準を参酌して定めることとされております。また、全国消防長会から総務省消防庁に条例を定めるに当たつての留意事項について照会しております。その中で、明らかに消防長、消防署長の任命資格のうち、任命の可能性のない規定については、新政令を十分参酌した結果である場合、必ずしも政令と同一にならなくともよいとの回答があり、十和田市、六戸町と協議し、現状の当消防本部の職制等を踏まえ、政令の規定の中で任命の可能性のない規定を削除しております。

○議長（野月忠見君） 十四番。

○十四番（杉山道夫君） これは、問題は資格の話なのです。それを採用せということではないです。資格です。資格を外すというのは、見方によっては消防団が低く見られたのかなということもあり得るわけです。これは、採用ではないのです。採用はそのときの首長さんなどが考えてやればいいことであつて、そこに資格上に載せておいても、

必ずそこからやらなければならないということではない。また、政治的な動きで、我々にも資格があるという消防団長が出てくれば、政治的に困ることがあるかもわからないけれども、これは具体的にそれを採用するということではなくて、いろいろそれに資格を与える、認めてやるということなのです。だから、ただ単に採用の実現性というだけではなくて、それぞれの立場にあることに対する尊重と云えばいいか、認定と言えばいいか、そういう意味合いも含まれていると思うのだけれども、そこら辺の議論は行われましたか。

○議長（野月忠見君） 沼田消防長。

○消防長（沼田隆志君） 現在の有資格者、消防長の資格者は当消防本部には八名在職しております。また、消防署長の資格者は、十四名在職しております。こういう状況を踏まえ、十和田市及び六戸町と協議の結果、削除することとなりました。

○議長（野月忠見君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第一号は原案のとおり可決されました。

日程第七 議案第二号 十和田地域広域事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（野月忠見君） 日程第七、議案第二号 十和田地域広域事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第二号は原案のとおり可決されました。

日程第八 議案第三号 十和田地域広域事務組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（野月忠見君） 日程第八、議案第三号 十和田地域広域事務組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議がありますので、本案は起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野月忠見君） 起立多数です。

よって、議案第三号は原案のとおり可決されました。

日程第九 議案第四号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（野月忠見君） 日程第九、議案第四号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕「異議あり」と呼ぶ者あり

○議長（野月忠見君） ご異議がありますので、本案は起立により採決をします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野月忠見君） 起立多数です。

よつて、議案第四号は原案のとおり可決されました。

日程第十 議案第五号 十和田地域広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（野月忠見君） 日程第十、議案第五号 十和田地域広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○議長（野月忠見君） なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○議長（野月忠見君） なしと認めます。これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕「異議あり」と呼ぶ者あり

○議長（野月忠見君） ご異議がありますので、本案は起立により採決をします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野月忠見君） 起立多数であります。

よつて、議案第五号は原案のとおり可決されました。

日程第十一 議案第六号 十和田地域広域事務組合条例の形式を左横書きにするに伴う現行の条例の用語等の統一に関する条例の制定について

○議長（野月忠見君） 日程第十一、議案第六号 十和田地域広域事務組合条例の形式を左横書きにするに伴う現行の条例の用語等の統一に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○議長（野月忠見君） なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○議長（野月忠見君） なしと認めます。これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。よつて、議案第六号は原案のとおり可決されました。

日程第十二 議案第七号 平成二十六年十和田地域広域事務組合一般会計予算

○議長（野月忠見君） 日程第十二、議案第七号 平成二十六年十和田地域広域事務組合一般会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第七号は原案のとおり可決されました。

日程第十三 議案第八号 平成二十六年十和田地域広域事務組合消防特別会計予算

○議長（野月忠見君） 日程第十三、議案第八号 平成二十六年十和田地域広域事務組合消防特別会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

十四番。

○十四番（杉山道夫君） 通信事務協議会の負担金ということで、関係

市町村本部の負担金と書いてあるのですが、単純に考えると十和田市が一番大きいだろうと思うのに少ないです。これは、多分よその部分で入っているというか、格好になっていると思うので、この内訳はどういう仕組みになるのだろうか。

二つ目は、通信事務の協議会の関係で、十和田市の消防会計に入れているのかどうかという疑義が実は私、よくわからないので思ったのです。当初私は、どこか管轄するところがあつたとしても、協議会用の特別会計的なものを設けて処理するのかなと勝手に思っていたわけです。協議会規約を見ると、確かに十和田市の市消防本部に負担金などを納入するというのがあります。その納入だけで消防本部会計全般とともに処理するということを意味するのかなと実は思ったのです。もちろん協議会の中でいろんなことが話し合われていると思うので、ここがどうなのかなという感じがしたんです。多分これまでの説明聞くと、だんだん話が進んでいって具体的に動くようになれば、職員、これはそれぞれのところから派遣という形ですから、それぞれの本部で人件費を持って、仕事はこつちへ来てやるといふスタイルでないかなと考えているのですが、そうでなくて、もしこれ入れてしまふというのであれば、同じ額でも、額が同じでも支払いをこつちに持つてくるとすれば、この会計に入ってしまうわけです。だから、そこら辺の関係で、当初説明受けたときには、私の勝手な解釈だけでも、特別会計的な処理をするのではないかなと、こう思っていたのですが、そこら辺がそうではなくてこれでいいのだということをお教えください。

それから、十三ページに、これも今のここにかかわる財源の消防通信指令事務協議会の財源内訳が書いてあります。国庫支出とか地方債、その他一般財源という格好のところですか。このことを予算の主な事業説明というので詳しく説明してくれています。その四ページを

見てください。見ないとちよつとわかりにくいので、比較してもらうために多分あるので四ページを見てほしいのですが、大変細かいことと皆さん言うかもわからないけれども、そのほかの財源が予算書では八億八千六百四十万四千円です。ところが、説明書を見ると、八億八千六百四十万、数字の違いが出るのです。四千円ぐらいというのはどうでもいいやと処理しているのか。その右側に一般財源で、予算書は一千万四千円と、こうありますが、説明書では一千万五千円、ちよつと四千円差があつて、片方が多くて片方が少なくて帳尻は合っているのですが、この程度の数字というのはこんなふうになつたりするので。なかなかここまで見ている人はないので、俺ら馬鹿つこは遊んで見ていると目に触れるのですが、片方は説明書で予算少ない資料これどっちが本当なのと頭が迷うでしょう。これはどっちが正しくて、なぜこういう数字の違いが出てくるのかご説明を願いたいと思います。

それから、同じところに庁舎改修予算の内訳というのがあるのだ。これは、この後出てくると、庁舎はまだ移っていないけれども、消防署の後ろに造るといふのはそこに出てくるけれども、どうなのかな。十和田消防本部が自分たちの建物を変えるのか、変えるけれども、その原因が協議会が入るほうに移るために変えるのかということ、ごちやごちや混ぜてくるわけです、一般会計のままです。これは特別会計組んでいなくても、ああ、そうだなと見た瞬間にわかるのだけれども。まして原因が十和田が独自にやる改修があつたときと、通信協議会が必要があつて改修した場合も金額上は同じことだと思つてしまふわけですよ。だから、そういう意味もあつて一番先に言ったように、ここにこう入れるのが正しいのか、特別会計的に処理したほうがいろいろ見てわかりいいのではないかなと思つて最初にも聞いたのですが、この改修というのはどっちのどういうもの、何ですか。改修

はわかるけれども。

それだけ答弁願います。

○議長（野月忠見君） 暫時休憩をします。

午後三時二十八分 休憩

午後三時 四十分 再開

○議長（野月忠見君） 休憩を解いて会議を開きます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第八号は原案のとおり可決されました。

日程第十四 議案第九号 平成二十六年十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算

○議長（野月忠見君） 日程第十四、議案第九号 平成二十六年十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第九号は原案のとおり可決されました。

日程第十五 議案第十号 平成二十六年十和田地域広

域事務組合清掃特別会計予算

○議長（野月忠見君） 日程第十五、議案第十号 平成二十六年十和田

地域広域事務組合清掃特別会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

十四番。

○十四番（杉山道夫君）

九ページのところに焼却灰セメント原料化と

いう形での支出があるのです。九ページの委託料の真ん中ぐらい、下

のあたり、九千と、こうあるでしょう、九千ちよつと。これその

ものはいいのですが、実績等、これまでの業務、資料を見ると随分単

価が変わったなと思つたのです、これまでと。これは、運んで向こう

に処理してもらう単価だと思つたのですが、実際入札という制度でもな

いでしょうか、単価はどういう話し合い、単価出すための積算とい

うようなものがあるかどうかわかりませんが、実際どういう経緯で単価

が出てくるのでしょうか。 業務課長。

○業務課長（竹内智昭君） 杉山議員の質問にお答えします。

前年度より予算額にいたしますと百二十二万六千円の増となっております。この増の内訳は、消費税の三分の増でありまして、単価の二万三千七百円は前年度の予算と同額です。なお、減量に努めまして、焼却灰の量は五十トンほど減量しております。

以上です。

○議長（野月忠見君） 十四番。

○十四番（杉山道夫君） それは意味わかった。私の間違つた数字だつ

た。でも、単価決めるときに、一番最初に聞いたとおり、これはどう

やって決めるのか。

○議長（野月忠見君） 業務課長。

○業務課長（竹内智昭君） 単価契約に関しましては、八戸セメントが

現在一社しかございませんので、随意契約の見積もり合わせという形

で総務課財政係が契約しております。

○十四番（杉山道夫君） 見積もり二つ出してやって、安いほうで決め

ているというだけで。でしょう。

○業務課長（竹内智昭君） はい。

○十四番（杉山道夫君） それだけね。わかった。

○議長（野月忠見君） ほかにございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○議長（野月忠見君） これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君) ご異議なしと認めます。

よつて、議案第十号は原案のとおり可決されました。

日程第十六 議案第十一号 平成二十六年十和田地域

広域事務組合火葬特別会計予算

○議長(野月忠見君) 日程第十六、議案第十一号 平成二十六年十

和田地域広域事務組合火葬特別会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君) ご異議なしと認めます。

よつて、議案第十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十七 議案第十二号 平成二十六年十和田地域

広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算

○議長(野月忠見君) 日程第十七、議案第十二号 平成二十六年十

和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算を議

題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君) ご異議なしと認めます。

よつて、議案第十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十八 議案第十三号 平成二十五年十和田地域

広域事務組合消防特別会計補正予算(第二号)

○議長(野月忠見君) 日程第十八、議案第十三号 平成二十五年十

和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第二号)を議題といた

します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十九 議案第十四号 平成二十五年度十和田地域

広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第二号）

○議長（野月忠見君） 日程第十九、議案第十四号 平成二十五年度十

和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第十四号は原案のとおり可決されました。

日程第二十 議案第十五号 平成二十五年度十和田地域

広域事務組合清掃特別会計補正予算（第二号）

○議長（野月忠見君） 日程第二十、議案第十五号 平成二十五年度十

和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野月忠見君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第十五号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一 同意第一号 十和田地域広域事務組合教

育委員会委員の任命について

○議長（野月忠見君） 日程第二十一、同意第一号 十和田地域広域事

務組合教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野月忠見君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野月忠見君）　ご異議なしと認めます。

よって、同意第一号は同意することに決定いたしました。

閉　　会

○議長（野月忠見君）　以上をもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成二十六年第一回十和田地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

まことにご苦労さまでした。

午後三時　五十分　閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会議長

野月忠見

同

議員

舛甚英文

同

議員

堰野端展雄